



国際コンサルティング・エンジニア連盟

建設工事の契約条件書

国際開発金融機関版

発注者の設計による建築ならびに建設工事

一般条件

日本語版使用上の注意事項

本書は国際コンサルティング・エンジニア連盟 (International Federation of Consulting Engineers : FIDIC) 発行の「Conditions of Contract for Construction for Building and Engineering Works Designed by the Employer, Multilateral Development Bank Harmonised Edition, March 2006, General Conditions」(Red Book MDB 版 2006 年版) を FIDIC 及び独立法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency : JICA) の許可を得て 社団法人日本コンサルティング・エンジニア協会(Association of Japanese Consulting Engineers: AJCE)が翻訳したものである。

日本語版の翻訳にあたっては合理的な技能と注意及び勤勉さを以て行ったが、本書を利用することによって生じたプロジェクト上又は営利上の損失に対し AJCE、いかなる委員会、AJCE に関する個人のいずれもが賠償責任を負わない。

本書は 2006 年 3 月に電子版として発刊された Red Book MDB 版 2006 年版の一般条件を翻訳したもので、その後、2010 年 6 月に Red Book MDB 版 2010 年版が製本および電子版で出版されていることを留意いただきたい。

尚、2006 年版から 2010 年版への変更は、編集に関わる微細な変更、労働・安全・衛生等に関する条項の追加等であり、主要な内容に変更はない。

2006 年版から 2010 年版への変更箇所は、当協会ホームページ (<http://www.ajce.or.jp>)を参照されたい。

また、日本語版には一般条件 (General Conditions) のみを掲載しており、特記条件(Particular Conditions)及び様式集(Sample Forms)は含まれていない。

原本（英文）では、定義づけされている単語は、1 文字目を大文字にして他の単語と区別しており、当該単語を日本語版ではゴシック体表記で区別する。

2010 年 9 月 1 日
社団法人 日本コンサルティング・エンジニア協会

一般条件

目次

1 一般規定	1
1.1 定義	
1.2 解釈	
1.3 コミュニケーション	
1.4 法律と言語	
1.5 書類の優先順位	
1.6 契約合意書	
1.7 譲渡	
1.8 文書の保管及び供与	
1.9 図面又は指示の遅延	
1.10 請負者の書類の発注者による使用	
1.11 発注者の書類の請負者による使用	
1.12 機密事項	
1.13 法律の遵守	
1.14 連帯責任	
1.15 銀行による検査及び監査	
2 発注者	8
2.1 現場への立入り権	
2.2 許可、免許又は承認	
2.3 発注者の要員	
2.4 発注者の資金手配	
2.5 発注者のクレーム	
3 エンジニア	10
3.1 エンジニアの義務と権限	
3.2 エンジニアによる委任	
3.3 エンジニアの指示	
3.4 エンジニアの交代	
3.5 決定	
4 請負者	12
4.1 請負者の一般的義務	
4.2 履行保証	
4.3 請負者の代理人	
4.4 下請者	

4.5	下請契約の利便の譲渡
4.6	協力
4.7	計画位置の設定
4.8	安全の手続き
4.9	品質保証
4.10	現場データ
4.11	受諾契約金額の充足性
4.12	予見不可能な物理的条件
4.13	通行権及び施設
4.14	妨害の回避
4.15	進入路
4.16	物資の輸送
4.17	請負者の機器
4.18	環境の保護
4.19	電力、給水及びガス
4.20	発注者の機器と無償供与資材
4.21	進捗報告書
4.22	現場の安全
4.23	現場における請負者の作業
4.24	化石

5 指定下請者 21

5.1	指定下請者の定義
5.2	指名に対する異議
5.3	指定下請者に対する支払い
5.4	支払いの証拠

6 要員及び労務者 22

6.1	要員及び労務者の雇用
6.2	賃金と労働条件
6.3	発注者の役務に従事する者
6.4	労働法
6.5	労働時間
6.6	要員及び労務者用施設
6.7	健康と安全
6.8	請負者の指導監督員
6.9	請負者の要員
6.10	請負者の要員及び機器に係る記録
6.11	秩序紊乱行為
6.12	外国籍の要員
6.13	食料の供給
6.14	水の供給
6.15	虫害への対策
6.16	酒類又は薬物
6.17	武器及び弾薬
6.18	祭典及び宗教的慣習
6.19	葬儀の手配
6.20	強制労働の禁止
6.21	有害な若年労働の禁止
6.22	労働者の雇用記録

7 プラント、資材及び施工技術 25

- 7.1 実施の方法
- 7.2 試供体
- 7.3 検査
- 7.4 試験
- 7.5 拒否
- 7.6 欠陥の修復
- 7.7 プラント及び資材の所有権
- 7.8 使用料

8 工事の開始、遅延及び中断 28

- 8.1 工事の開始
- 8.2 工事完成期限
- 8.3 工程計画
- 8.4 完成期限の延長
- 8.5 公共機関に起因する遅延
- 8.6 工事の進捗度
- 8.7 遅延損害賠償
- 8.8 工事の中断
- 8.9 工事中断の結果
- 8.10 工事中断の場合のプラント及び資材の支払い
- 8.11 長期にわたる中断
- 8.12 工事の再開

9 完成試験 31

- 9.1 請負者の義務
- 9.2 完成試験の遅延
- 9.3 再完成試験
- 9.4 完成試験不合格

10 発注者への引渡し 32

- 10.1 工事と区間の引渡し
- 10.2 工事の部分の引渡し
- 10.3 完成試験の阻害
- 10.4 地表面の復旧

11 欠陥補償責任 34

- 11.1 未了工事の完成と欠陥の修復
- 11.2 欠陥修復の費用
- 11.3 欠陥通知期間の延長
- 11.4 欠陥修復の不履行
- 11.5 欠陥工事の撤去
- 11.6 追加試験
- 11.7 立入り権
- 11.8 請負者による原因究明
- 11.9 履行証明書
- 11.10 未履行部分に関する義務
- 11.11 現場の取り片付け

12 検測と費用算定 36

- 12.1 検測の対象となる工事
- 12.2 検測の方法
- 12.3 費用算定
- 12.4 省略

13 変更と調整 38

- 13.1 変更の権利
- 13.2 バリューエンジニアリング
- 13.3 変更の手続き
- 13.4 当該通貨による支払い
- 13.5 暫定金額
- 13.6 常傭作業
- 13.7 法制の変更による調整
- 13.8 費用の変更による調整

14 契約価格と支払い 42

- 14.1 契約価格
- 14.2 前渡金
- 14.3 中間支払い証明書の申請
- 14.4 支払い予定表
- 14.5 工事用プラントと工事用資材
- 14.6 中間支払い証明書の発行
- 14.7 支払い
- 14.8 支払いの遅延
- 14.9 保留金の支払い
- 14.10 完工計算書
- 14.11 最終支払い証明書の申請
- 14.12 契約上の債務の確定
- 14.13 最終支払い証明書の発行
- 14.14 発注者の債務の消滅
- 14.15 支払い通貨

15 発注者による契約終了 48

- 15.1 修正の通知
- 15.2 発注者による契約終了
- 15.3 契約終了時の評価
- 15.4 契約終了後の支払い
- 15.5 発注者の都合による契約終了の権利
- 15.6 腐敗又は不正行為

16 請負者による工事中断と契約終了 53

- 16.1 請負者の工事中断の権利
- 16.2 請負者による契約終了
- 16.3 工事の中止と請負者の機器の撤去
- 16.4 契約終了に伴う支払い

17 リスクと責任	55
17.1 補償	
17.2 請負者の工事の管理	
17.3 発注者のリスク	
17.4 発注者のリスクの帰結	
17.5 知的財産権及び工業所有権	
17.6 賠償責任の限定	
17.7 発注者所有の宿舎／施設の使用	
18 保険	58
18.1 保険の一般要求事項	
18.2 工事及び請負者の機器の保険	
18.3 人身傷害及び財産の損害保険	
18.4 請負者の要員の保険	
19 不可抗力	61
19.1 不可抗力の定義	
19.2 不可抗力の発生通知	
19.3 遅延最小化の義務	
19.4 不可抗力の結果	
19.5 下請者に影響する不可抗力	
19.6 任意契約終了、支払い及び解除	
19.7 履行からの解放	
20 クレーム、紛争及び仲裁	63
20.1 請負者のクレーム	
20.2 紛争委員会の選任	
20.3 紛争委員会選任の不一致	
20.4 紛争委員会の裁定の取得	
20.5 和解	
20.6 仲裁	
20.7 紛争委員会の裁定の不履行	
20.8 紛争委員会選任の終了	
付属書 紛争委員会合意書の一般条件	68
副条項の索引	74

一般条件

1 一般規定

1.1

定義

契約条件書（「本条件書」）は、特記条件及びこれらの一般条件を含み、下記の語及び表現は、ここに定める意味を有するものとする。「者」又は「当事者」を示す語は、文脈上異なる意味をとる場合を除き、企業及びその他の法的主体を含むものとする。

1.1.1 契約

- 1.1.1.1 「契約」とは、契約合意書、入札受諾書、入札状、本条件書、仕様書、図面、明細書及び、契約合意書又は入札受諾書に記載されているその他の書類（それがある場合）をいう。
- 1.1.1.2 「契約合意書」とは、副条項 1.6 [契約合意書] にいう契約合意書（それが作成される場合）をいう。
- 1.1.1.3 「入札受諾書」とは、発注者により署名された入札状の正式な受諾書をいい、当事者双方による合意を構成し、当事者双方によって署名された一切の付属となる覚書を含む。かかる入札受諾書が存在しない場合は、「入札受諾書」という表現は契約合意書を示し、入札受諾書の発行又は受領の日付けは契約合意書の署名日とする。
- 1.1.1.4 「入札状」とは、請負者によって作成され、入札状と題された書類をいい、署名された発注者に対する工事申入書を含む。
- 1.1.1.5 「仕様書」とは、契約に含まれる仕様書と題された書類及び契約に応じた仕様書への追加及び変更をいう。かかる書類は工事を規定する。
- 1.1.1.6 「図面」とは、契約に含まれる工事の図面及び契約に従って発注者（又はその代理人）によって支給される追加図面又は変更図面をいう。
- 1.1.1.7 「明細書」とは、契約に含まれる、明細書と題され、請負者によって作成され、入札状と共に提出される書類をいう。この書類は、数量明細書、データ、一覧表及び料率表又は価格表を含む。
- 1.1.1.8 「入札」とは、契約に含まれる入札状及び請負者が入札状と共に提出したその他のすべての書類をいう。
- 1.1.1.9 「数量明細書」、「常備作業明細書」及び「支払い通貨明細書」とは、そのように題され、明細書に含まれる書類(それらがある場合)をいう。
- 1.1.1.10 「契約データ」とは、契約データと題されて特記条件の Part-A を構成する、発注者により仕上げられた書類をいう。

1.1.2 当事者及び者

- 1.1.2.1 「当事者」とは、文脈によって発注者又は請負者をいう。
- 1.1.2.2 「発注者」とは、契約データで発注者とされた者、及びその者の権利の法律上の継承者をいう。
- 1.1.2.3 「請負者」とは、発注者によって受諾された入札状において請負者とされた者及びその者の権利の法律上の継承者をいう。